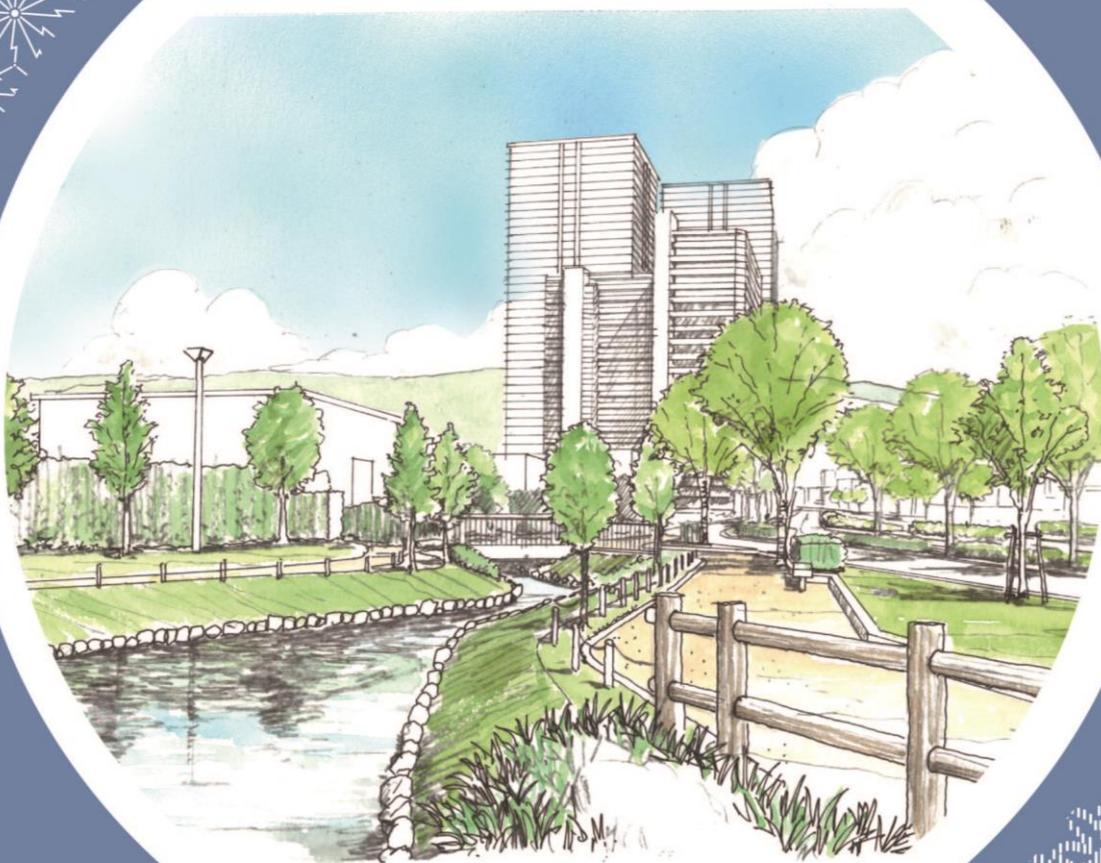


# 八尾市公共施設 景観形成基本方針

平成30年3月  
令和2年9月変更

八尾市



## 目次

1. 公共施設景観形成基本方針とは .....	1
(1) 趣旨、目的 .....	1
(2) 背景.....	1
(3) 位置づけ.....	2
(4) 対象とする範囲、施設 .....	2
2. 公共施設の景観形成の基本的な考え方 .....	3
(1) 基本的な姿勢や視点 .....	3
(2) 八尾市都市景観形成基本計画との整合 .....	5
(3) 八尾市景観計画について .....	9
(4) 景観形成を図るための事業の基本的な進め方 .....	12
3. 公共施設景観形成指針 .....	13
(1) 共通指針.....	13
(2) 施設別ガイドライン .....	15
4. 運用 .....	35

# 1. 公共施設景観形成基本方針とは

---

## (1) 趣旨、目的

八尾市都市景観形成基本計画が目指す良好な景観形成を図る上で、公共施設の果たす役割は大きく、まず八尾市が自ら率先して景観形成を先導する必要があります。

また、道路や公園・緑地、河川・水路、公共建築物等の公共施設は、都市を構成する重要な基盤施設であり、長期にわたり使用され、地域景観の構成要素としても大きな役割を果たすものです。更に、都市空間において比較的大規模な施設が多く、多くの人々が利用する空間であることから、地域と調和するとともに景観形成に先導的な役割を果たすことが求められます。

八尾市公共施設景観形成基本方針は、地域の景観形成を先導する公共施設の景観形成のあり方について、基本的な考え方や方針、指針等を定めるものです。

今後は、公共施設の整備や維持管理の際に、本基本方針に基づいて検討や計画を進め、良好な景観形成を推進するものとします。

## (2) 背景

これまでの日本のまちづくりにおいては、経済性・効率性および機能性が重視され、その結果、全国的に美しさへの配慮を欠いた雑然とした景観や無個性で画一的な景観がみられるようになりました。

また、価値観の多様化やライフスタイルの変化に伴い、人々のニーズも「量的充足」から「質的充足」へと大きく転換してきました。

こうした中、国土交通省は、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下に、平成 15 年 7 月、「美しい国づくり政策大綱」を発表し、良好な景観の形成を国政上の重要課題として位置づけました。

そして、これらの理念を具体化するために、平成 16 年 12 月には我が国初の景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、これまで自治体の自主的な取り組みであった景観づくりに関して法的な根拠が整えられました。

さらに、良好な景観の形成は都市の快適性の向上だけでなく、都市間競争に備えた魅力創出・地域活性化などにおいても重要な役割を担うことが求められ、これまで以上に積極的な取り組みを行う必要があります。

### (3) 位置づけ

八尾市公共施設景観形成基本方針は、八尾市都市景観形成基本計画及び八尾市景観条例に基づいて策定されています。

八尾市景観条例（八尾市条例第73号）

（市の責務）

第3条第4項 市は、公共施設その他の施設を整備するに当たっては、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

（公共施設景観形成基本方針）

第31条 市長は、公共施設その他公用又は公共の用に供する建築物又は工作物（以下「公共施設等」という。）の整備にあたっての景観形成のための方針（以下「公共施設景観形成基本方針」という。）を策定することができる。

2 公共施設等の整備をする者は、公共施設景観形成基本方針に即して当該整備を実施するよう努めなければならない。

3 市長は、国、他の地方公共団体に対し、これらの者が実施する公共施設等の整備について、公共施設景観形成基本方針に配慮するよう求めることができる。

### (4) 対象とする範囲、施設

景観法において「公共施設」とは、『道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港、下水道、緑地、運河及び水路並びに防水又は防砂の施設』と定められています（景観法第7条第4項、景観法施行令第1条）。

八尾市公共施設景観形成基本方針は、景観法の「公共施設」及び公共建築物（庁舎等の公用施設、学校、図書館、市営住宅等の公共の用に供する施設）並びにそれらに附随する施設等を対象とします。さらに、開発事業などで八尾市へ移管される公共施設も対象とします（下記参照）。

なお、国や大阪府等が整備する際は、国や大阪府等のそれぞれの景観形成に関する指針等に沿って実施されますが、できるだけ本基本方針の趣旨に沿うように理解と協力を求めるものとします。

道路 橋梁・高架構造物 公園・緑地・広場  
河川・水路 ため池 公共建築物 その他（斜面、法面、擁壁等）

## 2. 公共施設の景観形成の基本的な考え方

---

### (1) 基本的な姿勢や視点

#### ①機能面、安全面と景観面を一体的に捉える

公共施設は、機能面、安全面に十分配慮することが必要ですが、それらだけに囚われて計画するのではなく、常に景観の視点を持つことが求められます。それにより、いわゆる「用・強・美」のバランスが取れた優れた公共施設が実現されます。

景観法の基盤である「美しい国づくり政策大綱」においても、取り組みの基本姿勢の一つとして「美しさの内部目的化」が掲げられ、景観形成は「公共事業や建築活動などの際の特別なグレードアップとして実施するのではなく、それらの実施に際し抛るべき原則の一つ、原則として実施すべき要素の一つ」として位置付けられています。

#### ②景観の調和を総合的に捉える

都市の空間は、公共施設や民間の建物、自然環境などによって構成されており、それらが全体として調和することで良好な景観が形成されます。中でも、公共施設は景観を構成する重要な要素であり、その形状、色彩、素材などが地域の景観に大きな影響を与えます。

これらの計画・整備にあたっては、施設自身の見え方のみを検討するのではなく、周辺の自然、歴史、まちなみ等とどのような関係性にあり、全体としてよりよい景観形成につながっているかといった、地域の景観として総合的に捉えることが求められます。

#### ③公共施設の景観形成上の役割を踏まえる

公共施設は、施設の種類、規模、立地、機能などにより、施設ごとに異なる整備目的やコンセプトを有しています。それは機能面、安全面だけでなく、景観面でも同様であり、施設ごとに景観形成上の役割も異なります。地域景観を総合的に捉える中で、対象施設がどのような景観形成上の役割を果たすべきかを見極めてから、計画や整備に取り組むことが求められます。この際、検討すべき視点例として、以下のものがあります。

##### ア) 視点・範囲

- ・景観を見る場所とみられる対象との関係として、「近景、中景、遠景」という見え方の違いがあります。ヒューマンスケールの近景から地形の特徴等の遠景まで連続する見え方の中で、対象施設がどのように見られるかを検討することが求められます。
- ・視点の変化としても、見る人の属性（住民、来訪者、外国人など）や速度変化（歩行

者、自動車等)、時間や季節の移ろいなどの多様性があり、これらによる見え方の違い等を考慮することが求められます。

#### イ) 地と図の関係

- ・ 景観の見え方にはいわゆる「地と図の関係」があります。地域の景観を総合的に捉える中で、対象となる公共施設が「地」として自己主張を抑え引き立て役となるべきか、「図」として地域の景観づくりを先導すべきか、あるいは周囲の景観と新たな地と図の関係を構築していくべきかを検討することが求められます。

#### ウ) 空間構成

- ・ 景観を構成する要素は、大きく「点、線、面」に区別して捉えることができます。対象となる公共施設の空間構成上の特徴を捉えた上で、総合的な景観形成を図るために、対象施設の景観整備の工夫や配慮、周辺景観との調和などを検討することが求められます。

#### エ) 地域の成り立ちや特徴

- ・ 公共施設を計画・整備する場所には、それぞれに独自の歴史的経緯があり、そこで暮らしや生業を営む人々の生活があり、大切にされてきた地域の景観資源があり、それらの結果として表れている地域の雰囲気やイメージ、魅力などが息づいています。景観面の「地域特性」を十分理解した上で、その地域景観の向上に寄与するよう、対象となる公共施設の景観について検討することが求められます。
- ・ 公共施設の景観形成により、地域特性に応じてうるおいやゆとり、賑わい等の景観向上を図ることは、地域の価値向上に資するものであり、経済的価値に置き換えにくいものであってもその重要性を理解することが求められます。

## (2) 八尾市都市景観形成基本計画との整合

### ①景観形成の基本目標

「八尾市都市景観形成基本計画」では、八尾市や地域に対する愛着や誇り、日常生活の快適性向上及び八尾文化の継承・発展が確保できるよう、自然・歴史的景観の保全・整備や都市景観の創造等に努めて、以下の3つの基本目標の実現を目指しています。公共施設の景観形成は、この基本目標を踏まえて取り組むものとしします。

#### 【景観形成の基本目標】

「水と緑のうるおいから日常生活の快適性を高める」

「わがまちへの愛着と誇りを育む」

「八尾の都市文化を継承し発展させる」

### ②景観形成の基本方針

上記3つのまちの姿を実現するため、以下の3つの柱を基本方針として都市景観の形成を図ることとしています。これは全市共通の基本方針であり、公共施設の景観形成においても、これを踏まえるものとしします。

#### 1. 水と緑と共生する景観づくり

大和川の広がりのある河川景観、玉串川・長瀬川の水辺空間などは、市民にとって特に印象深い八尾の原風景のひとつであり、好まれている場所にもなっています。

特に、玉串川の桜並木の景観などは、八尾市を代表する水辺の景観として多くの市民に親しまれています。

また、市内のどこからでもみえる高安山の山並みは、平坦な平野部が多く地勢的なメリハリの欠ける八尾市においては、大きな緑のランドマークとなっており、都市景観の骨格軸を構成しています。

さらに、近年では、ヒートアイランド現象による都市環境の悪化やCO<sub>2</sub>増加による地球温暖化、生物多様性の確保など、都市環境に関連して様々な課題に対応することが求められています。市街地の中に残されたまとまった農地などは、こうした都市環境形成に寄与する市街地内の貴重な緑の空間として、憩いとうるおいを与える景観をつくりだしています。

今後、八尾市の原風景ともいえるこれらの水と緑の景観を生かすとともに、良好な環境形成に寄与する水と緑と共生した景観の形成を図ります。

## 2. 魅力ある都市景観づくり

八尾市の都市景観としては、これまで、久宝寺の町並み保全や河川の親水空間の整備に加えて、近鉄八尾駅や地下鉄八尾南駅前の整備が行われ、市庁舎・プリズムホールなどで個性的なデザインの建物ができるなど、個別に景観形成の試みは重ねられてきました。さらに近年では、竜華地区における都市拠点整備やJR八尾駅周辺整備など新しいまちの顔の整備が進んでいます。

戦前の鉄道事業者により整備された低層住宅地では、ゆとりのある敷地と生垣や庭木などによる連続した緑が形成されており、豊かな住宅地景観を形成しています。

その一方で、計画的な整備が行われていない区域では、住工混在等による混然一体となった景観となっています。

幹線道路沿道では、商業施設等が立地し、屋外広告物等による雑然とした沿道景観となっており、うるおいと統一感のある街なみ景観の形成が求められます。

市街地内の公園は、市街地内の貴重な緑の空間であり、今後も市街地内の憩いのスポットとなるような景観として市民と連携しながら維持・向上していくことが求められます。

今後、市の顔となる中心市街地や駅周辺の魅力的な拠点形成や良好な住環境の保全などを通じた市街地の良好な景観形成、特に幹線道路沿道における屋外広告物等の規制誘導による幹線道路の沿道景観確保、公園をはじめとした公共施設による景観向上により、魅力ある都市景観づくりをすすめます。

## 3. 歴史と生活文化を活用した景観づくり

久宝寺寺内町の町並みをはじめ市内各地に点在する旧集落は、八尾の景観の特色となっており、山麓部の古墳群など古代から近世に至る多くの歴史的資源も残されています。

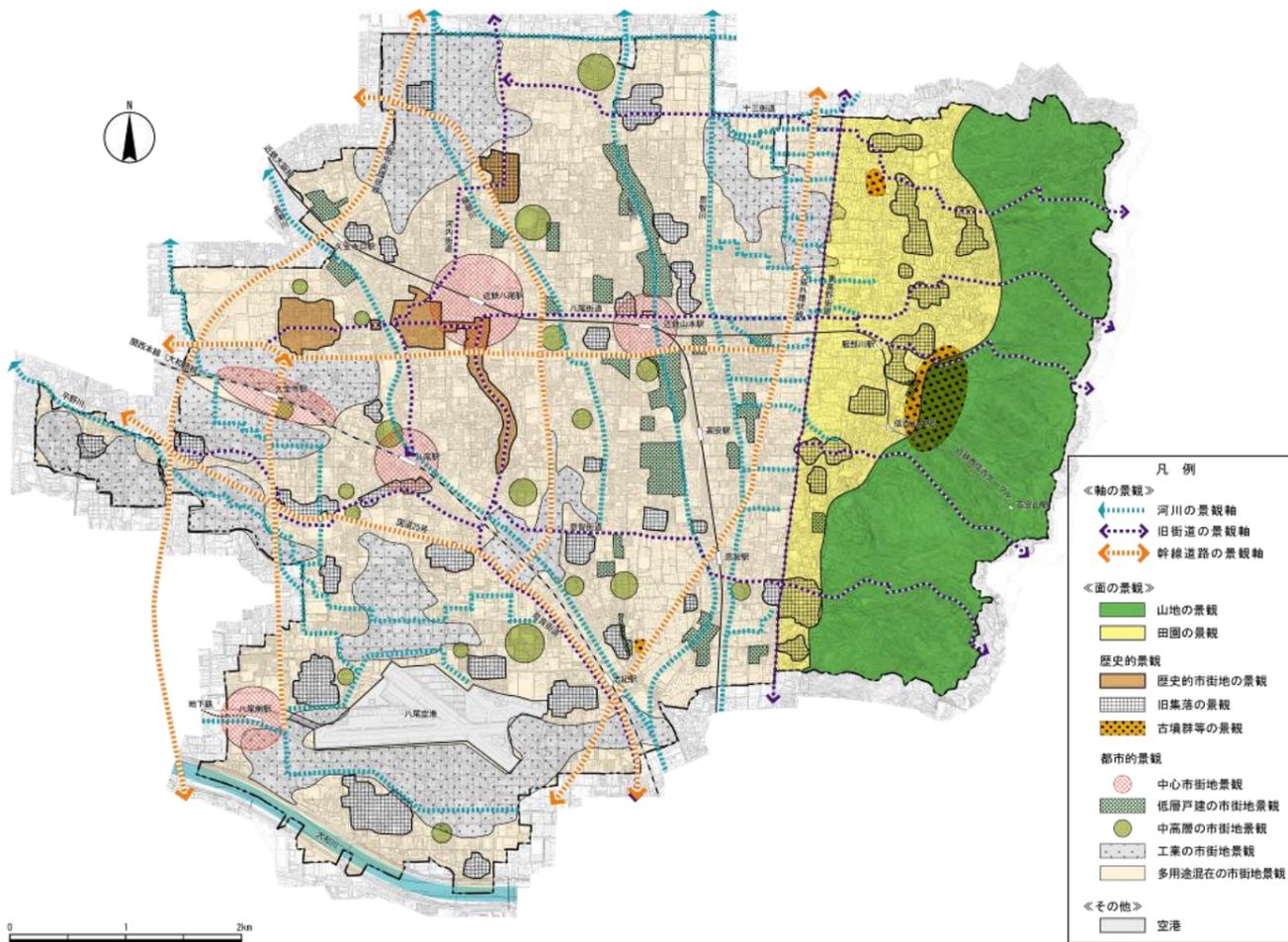
寺内町や旧集落などの歴史的な町並みや庶民的な路地の雰囲気は、なつかしい八尾の原風景のひとつとして市民に親しまれています。

また、東部山麓部の旧集落では緑と集落の町並みとが一体となり、昔ながらの生活感のある風景をつくり出しています。

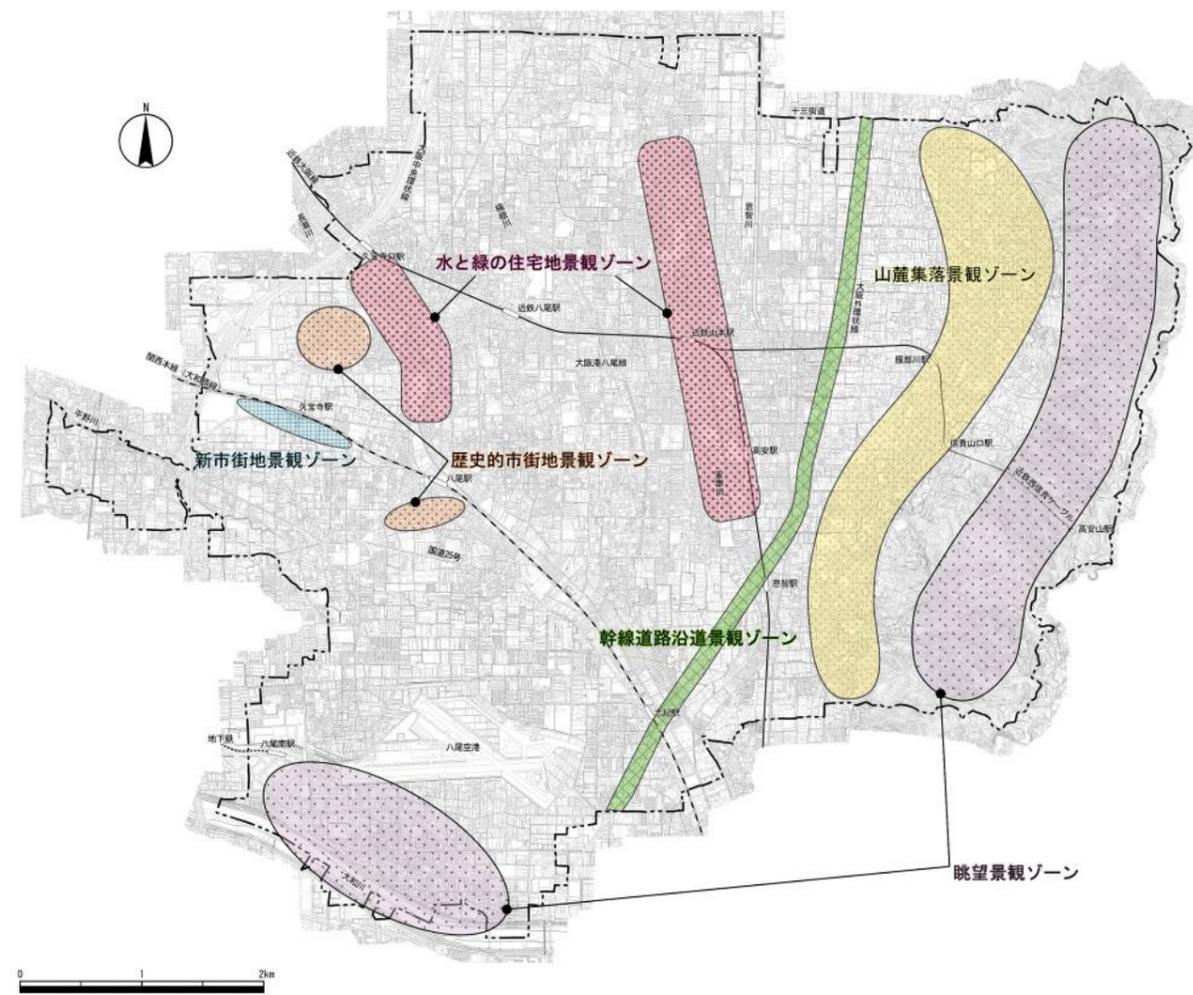
八尾市内を通る旧街道は、景観そのものはほとんど残っていませんが、昔からの八尾の生活文化を支えた基盤として今も残っています。

今後、こうした残された貴重な歴史的要素を生活文化としてまもりながら、歴史性に配慮した修景などを進めることで、古いものと新しいものが調和するまちづくりをすすめます。

景観構造図



特徴的な景観ゾーン図



(出典：「八尾市都市景観形成基本計画」平成 29 年 12 月)

## 景観の構造

### 都市的景観

#### 中心市街地景観

- 近鉄八尾駅周辺では、工場跡地にアリオ八尾(大規模商業施設)ができ、にぎわいのある景観となっている
- 一部看板の掲出等により雑然とした印象を与える
- 竜華地区では堂々とした街路景観の素地が形成されているものの、再開発地区の内外でややアンバランスな印象を受ける



アリオ八尾

#### 工業の市街地景観

- 中規模工場の集積地では、一部粗雑な部分もあるが、活力を感じるまとまった景観となっている
- 町工場等が多い地帯では、ものづくりを身近に感じさせる独特の景観となっている



若林町付近

#### 歴史的市街地の景観

- 昔ながらの町割りや町並みを今に伝える景観となっており、歴史資源も多く残されている
- 歴史を感じさせる街路の先に高層建築物が見え、アンバランスな景観となって現れている場所もある



久宝寺寺内町

#### 低層住宅の市街地景観

- 生垣や庭木が連続し、落ち着いた町並みとなっている
- 自主協定などの取り組みにより、良好な住宅地景観が保たれている
- 一部に幅員の狭い道路が見られ、安全性に不安を感じさせる



西山本町

#### 多用途混在の市街地景観

- 住宅を中心として、商業施設や工業施設、農地等が渾然一体となった市街地景観となっている
- 看板の掲出による雑然とした印象や運輸車両の往来による落ち着きに欠ける景観となる



府道5号

#### 中高層住宅の市街地景観

- 敷地が一体的にデザインされ、オープンスペースや色彩等の面でまとまりが感じられる
- 道路と住棟が近い部分では、道路への圧迫感が感じられる
- 駐車場(機械式を含む)の配置によっては無機質な景観となる



緑ヶ丘付近

#### 田園の景観

- 東部および東南部にまとまって残る農地は、四季を感じさせる広々とした景観となっている



刑部付近

### 河川、幹線道路等の軸

#### 河川の景観軸

- 大和川は潤いのある水辺が続く見通しの良い景観となっている
- 玉串川は、護岸の修景や桜並木など周辺住宅地と調和した景観となっている
- 河川・水路が多く流れ八尾市の特徴のひとつとなっているが、一部コンクリートが露出する箇所では、無機質な景観となる



大和川



玉串川

#### 幹線道路の景観軸

- 商業系用途が中心となっている沿道部分は賑わいの景観が演出されている
- 街路樹や敷地内の緑が乏しく、殺伐とした雰囲気がある
- 一部資材置き場や工業系用途等の土地利用が見られ、粗雑な景観となっている箇所もある



外環状線

### 山地の景観

#### 山地の景観

- 市街地からの眺望を縁取る緑の屏風のように目に映り、一方で険しい山容も浮かえ、存在感がある景観要素となっている
- 市街地を東西に走る道路から見るヴィスタの景観では、アイストップとして映りこむ重要な背景の要素となっている



大和川から望む



心合寺山古墳から望む

### 歴史的景観

#### 歴史的集落の景観

- 街路は狭いながら、鐘楼等の歴史を感じさせる資源が点在し、生活感を色濃く残す景観となっている(平地部の集落)
- 坂道が曲がりくねり分岐しながら集落を形成し、連続する石垣が特徴的である(山麓部の集落)



恩智

#### 古墳群の景観

- 心合寺山古墳は美しく整備され、周囲の緑豊かな農村風景とあいまって、古代の風景を偲ばせる景観となっている
- 山地や市街地への眺望点ともなっている



心合寺山古墳

#### 景観をつくり出す活動

- 歴史的資源を保全・活用する取り組みや、良好な居住環境形成のための自主協定制定、沿道の花飾りなどが行われている



太田新町

### (3) 八尾市景観計画について

#### ①水と緑のうるおい景観区域の方針

項目	内容
区域	玉串川、長瀬川及び玉串川、長瀬川に沿った区域 (玉串川、長瀬川の区域の端から 25m 幅の区域を合わせた区域を基本とし、境界がかかる敷地については、その敷地全体を区域に含むものとする。)
景観づくりの目標	○水辺空間とまちなみが一体となった緑豊かでうるおいのある景観をつくりだす。
景観づくりの基本方針	○玉串川、長瀬川における水辺空間については、緑の充実により自然豊かな景観形成を図る。 ○玉串川、長瀬川に沿って桜並木がつづく地区においては、水と緑の住宅地として良好な景観形成を図る。 ○環境と共生するまちづくりを目指し、地域に合った樹種の植栽等、周辺のつながりに配慮し、玉串川、長瀬川に沿った区域の緑化に努める。

#### ②高安・生駒山並み眺望景観区域の方針

項目	内容
区域	大阪外環状線（国道 170 号）と市域境界線に囲まれた区域 (大阪外環状線（国道 170 号）の道路の端から西側 50m 幅より東側の区域を基本とし、区域の境界がかかる敷地については、その敷地全体を区域に含むものとする。)
景観づくりの目標	○山並みを背景とした眺望景観を活かす。 ○大阪外環状線（国道 170 号）は、自然とにぎわいが調和した沿道景観をつくりだす。
景観づくりの基本方針	○高安・生駒山系への眺望景観の保全に努める。 ○大阪外環状線の沿道地域については、背景の山並みへの眺望景観を阻害しないよう配慮するとともに、にぎわいの中にも統一感のある景観の形成に努める。 ○高安・生駒山系の緑の景観の保全を図る。

### ③大和川眺望景観区域の方針

項目	内容
区域	大和川及び大和川に沿った区域 (大和川の区域の端から 500m 幅の区域を合わせた区域を基本とする。ただし、区域の境界付近においては、大和川の区域の端から 500m 付近の幹線道路、鉄道等を境界の目安として定めた境界とする。)
景観づくりの目標	○大和川沿いの広がりのある景観を守り育てる。
景観づくりの基本方針	○大和川沿岸からの眺望景観の保全に努める。 ○大和川沿岸は、市民が自然のうらおいを感じることができる憩いの場として、水と緑のオープンスペースとしての自然環境を守り育てる。

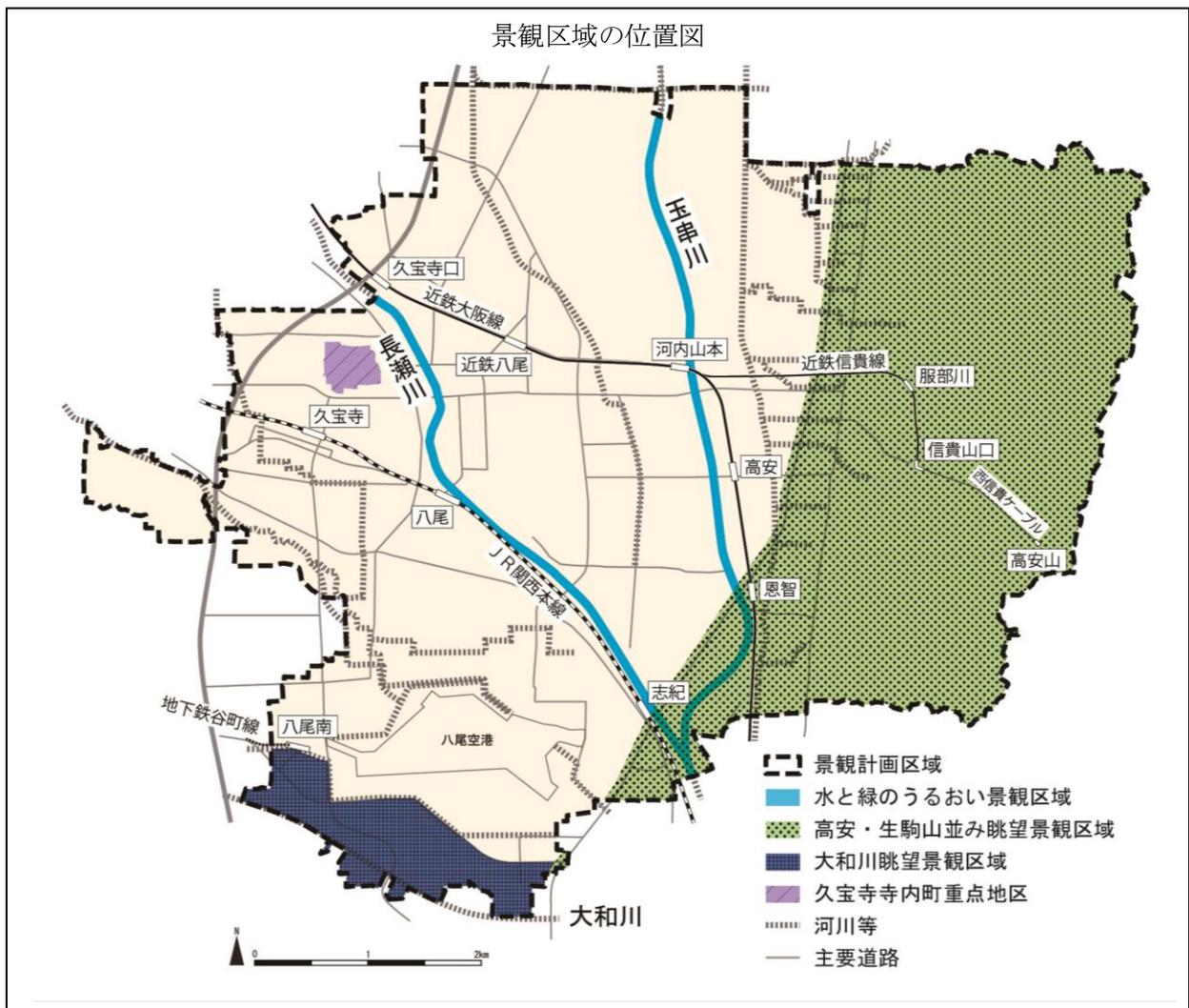
### ④久宝寺寺内町重点地区の方針

項目	内容
区域	久宝寺一丁目から六丁目の各一部
景観づくりの目標	○寺院を中心に栄えた寺内町として当時の町割りが残され、厨子 2 階・虫籠窓等、町家の形態が現存する久宝寺寺内町らしい歴史・文化の趣ある景観を受け継ぎ、古いものと新しいものが調和するまちをつくる。
景観づくりの基本方針	○町割り、町家や寺社などの歴史的資源と調和した景観形成を図る。 ○まちなみの連続性を保ち、統一感のある通りの景観形成を図る。 ○水路空間を保全し、人々が身近にうらおいを感じることができる景観形成を図る。

【届出・通知の対象となる行為及び規模】

届出の対象となる行為	届出の対象となる規模		
	市全域	水と緑のうるおい 景観区域	高安・生駒山並み 眺望景観区域 大和川眺望景観区域
建築物及び工作物の 新築、増築、改築若しくは 移転、外観を変更するこ ととなる修繕若しくは模様 替又は色彩の変更	高さが 15mを超える もの又は建築(築 造)面積が 1,500 m <sup>2</sup> を超えるもの	高さが 12mを超える もの又は建築(築 造)面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	高さが 12mを超える もの又は建築(逐 条)面積が 1,500 m <sup>2</sup> を超えるもの

※久宝寺寺内町重点地区区内においては、規模に関わらずすべて届出・通知が必要となります。



#### (4) 景観形成を図るための事業の基本的な進め方

公共事業の事業課は、下記の各段階において、本基本方針を踏まえ、景観形成に十分配慮して取り組むものとしします。

##### ①計画・設計段階

計画の内容が、地域の景観と調和し、さらには、地域の景観を先導しうるものとなるよう、計画・設計段階より景観形成に十分配慮した内容となるよう検討し、事前に確認を行うことが重要です。

そのため、八尾市においては、「八尾市公共施設景観形成基本方針」を作成し、計画の早い段階から、良好な景観形成の観点から必要な調整・確認を行います。

設計業務発注時には、「八尾市公共施設景観形成基本方針」に基づいて設計するよう特記仕様書に明記してください。また、計画から基本設計、実施設計へと移行していく中であっても、当初計画時の景観形成の目標を踏まえつつ、新たな工法や材料等の情報を機敏に捉え、より効率的・効果的な景観形成について、継続的に検討するものとしします。

##### ②施工段階

公共事業は施工に一定期間を要することから、施工中に設置される現場事務所や仮囲い等の仮設物についても、できるだけ周辺の景観に配慮したデザインとすることも検討します。

##### ③事業完了段階

事業課は、事業完了時には、景観形成への取り組みをふり返り、課題を明らかにすることによって、類似の事業へのフィードバックや当該施設の維持管理など、今後の良好な景観形成に役立てるものとしします。その際には、利用者や施設管理者の視点も踏まえることが求められます。

##### ④維持管理段階

公共施設は長期間にわたり使用されるものであり、経年劣化も考慮して適切な維持管理を継続的に実施していく必要があります。計画段階から、将来的な維持管理を念頭に置いて計画するとともに、管理段階において、いつまでも美しい景観を維持していくための適切な維持管理に努める必要があります。

##### ⑤その他、地域との協働体制の構築

維持管理段階において、地域との協働体制を構築することは、きめ細やかな維持管理につながるだけでなく、住民が地域や施設への愛着を育む契機となるなど、有用性が高いと考えられます。このため、協働による維持管理が望まれる施設については、できるだけ早い時期から、住民、NPO、事業者等の参画を促し、将来の協働による維持管理体制の構築を検討するものとしします。

### 3. 公共施設景観形成指針

---

#### (1) 共通指針

##### ①地域特性への配慮

地域の景観は、地形や河川、山並みなどの自然環境や、歴史や文化、市街地形成の経緯などが反映された地域特性を有するものであるため、それぞれの景観特性を把握し、配慮するとともに、地域特性に応じた景観を形成していく必要があります。

自然環境や歴史・文化といった顕著な地域特性がある場合はもちろんのこと、一般的市街地においても、例えば、駅前やその周辺等においてにぎわい創出に配慮する、あるいは住宅地において落ち着きやうるおいのある生活景観の創出に配慮するなどの取り組みが求められます。

##### ②良好な周辺景観との調和及び連続性への配慮

地域景観に影響力のある公共施設が周辺の良好な景観を損なうことのないように、公共施設は周辺のまちなみとの調和や連続性に配慮することが必要です。

##### ③重点地区・路線・水路等における積極的・先導的な景観形成の取り組み

八尾市都市景観形成基本計画や八尾市景観計画等において、景観形成上、特に重要な地区・路線・水路等が定められている場合、これらは八尾市の特徴的な景観を形づくる重要な要素であることから、特段の配慮が求められます。

重要と指定された当該施設はもちろんのこと、当該地区内やその周辺で実施される公共事業についても、地区・路線・水路等の有する景観上の価値を計画段階から十分に把握し、景観上の価値を高める（少なくとも損なわない）あるいは景観資源・要素との調和や連続性を創出するような景観形成を図ることが必要です。

##### ④緑化の推進や自然素材の活用

うるおいや安らぎのある景観形成を図る上で、公園・緑地・道路の街路樹や公共建築物の緑地などの公共空間の緑は、快適な生活環境に欠かすことができないものです。また、「緑」の将来の総合的なあり方を定めた「みどりの基本計画」においても、緑の果たす重要な役割を示しています。そのため、季節感や地域特性を感じさせる植栽を施すなど工夫するとともに、周辺の緑とのつながりにも配慮するなどが必要です。また、耐久性や維持管理等の観点も考慮しつつ、できるだけ木材や石材などの自然素材や自然景観に配慮した資材を活用することも必要です。

#### ⑤ユニバーサルデザインへの配慮

公共施設は、様々な人々が長い期間に渡って利用する施設であるため、安全で安心な施設や設備であることは当然として、誰もが利用しやすく、美しさも考慮したユニバーサルデザインに配慮することが必要です。

#### ⑥景観がもたらす様々な効果を踏まえた景観形成

景観を美しく見せることは、癒しや安らぎ、ホスピタリティの向上など、景観そのものの向上だけではなく、様々な効果をもたらします。そのため、このような景観がもたらす様々な効果を考慮し、周辺環境も含めて望ましい景観のあり方を意識しながら、良好な景観を形成していくことが必要です。

#### ⑦維持管理や時間経過による変化を考慮

公共施設は基本的に長期間利活用するものです。管理しにくいものや、維持費に過分の費用のかかるもの、補修に過分の費用や期間を要するものを選定すると、維持管理面で支障をきたし、ひいては景観形成に悪影響を及ぼします。そのため、使用する材料の耐用年数や維持管理のしやすさを考慮し、整備費や維持管理コストを低減するとともに、長く親しまれ使い込まれるように配慮することが必要です。

また、時間の経過とともに、素材の持ち味や深みが増すなど景観の価値が向上する効果もあることも考慮する必要があります。

#### ⑧早い段階からの検討

どのような景観にするかは、実施設計の段階で検討することはもちろんのこと、企画や計画の段階など、早い段階から意識して検討することが必要です。

#### ⑨部局間連携による一体的な空間への配慮

統一感のあるまちなみを創出するため、公共施設は各施設を単体で考えるのではなく、部局間連携を図り、一体的な空間として使いやすく美しい、良好な景観を形成していくことが必要です。

#### ⑩景観意識の醸成及び継承

景観の向上に持続的に取り組んでいくためには、職員一人ひとりの意識が重要となります。そこで、日頃から職員意識の向上及び知識や技術の継承を図ることが必要です。また、事業担当部局が中心となって当該施設の景観形成に向けて検討するなかで、景観担当課と十分に協議することや、必要に応じて専門家の意見を活用するなどの取り組みも有効であることから、これらの取り組みを進めます。

## (2) 施設別ガイドライン

### ① 道路

道路は、長く連続する移動空間であるとともに、市街地内において視線の通りやすい空間であり、景観上も重要な施設です。また、景観のベースとなる施設であることから、落ち着いた色調を基調としつつ、道路施設等からなる道路そのものの景観を良くするとともに、沿道の建物や土地利用と調和した沿道景観の形成に配慮するものとします。

幹線道路では安全・快適な通行を確保しつつ、可能な限り街路樹の設置を検討するなどみどり豊かな都市景観の形成に配慮するものとします。生活道路や歩道部等では、特に歩行者、車いすやベビーカーのほか、自転車等の使用者の安全性と利便性を考慮して、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を取り入れて安全・快適に通行できるように配慮するものとします。

また、車のドライバーや歩行者など景観を認識する人の移動スピードの違いや、沿道の地域らしさ、季節感の演出などにも配慮するものとします。



(龍華町一丁目)



(刑部三丁目)

### 【景観形成のポイント】

- 線形は、周辺の地形や景観への配慮を含む総合的な計画条件を検討して決定する。また、良好なまちなみや地域の景観資源等の活用、あるいは歩行時や走行時の景観の変化や眺望にも配慮する。



線形を工夫することで安全面に配慮した車道（刑部三丁目）

- 大規模な法面や盛土など周辺の景観に大きな影響を及ぼす恐れのある構造は、できる限り避けるなど、地域の景観を乱さない構造を選択する。

- 舗装については、安全面、機能面や環境面の配慮とともに、自然色舗装等地域の特性に応じたデザインや素材の工夫に努める。



河内木綿の文様をモチーフとした舗装（安中町三丁目）



自然な風合いの舗装（東久宝寺三丁目）

- 幹線道路などにおいては、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市防災の向上及び歴史的景観の保全のために必要な場合は、電線管理者等の協力を得て、無電柱化に努める。



無電柱化された道路（久宝寺三丁目）

- 街路樹等の緑化にあたっては、景観の連続性やアクセントとなるような効果的な配置を工夫する。また、地域や場所の特性を表現するため、在来樹種等の活用を検討するとともに、植栽を行う地域や場所の環境に応じて適正な樹種を選択する。



街路樹による景観の連続性のある道路（龍華町二丁目）

○埋設物の維持管理等で部分的に舗装を復旧する場合、できる限り従前の舗装と違和感が生じないように配慮する。

○玉串川、長瀬川沿いは、歩行者目線で楽しめる景観配慮として望ましい場合は、デザインマンホールの設置に努める。



デザインマンホール

〔付属物〕

○柵等は周辺景観に対して目立ちすぎない形状とし、色彩については、目立たず落ち着いた色彩を使用する。



落ち着いた色彩のシンプルな柵  
(安中町四丁目)

(参考) 柵等において基本とする色彩の標準マンセル値

色	ダークブラウン (こげ茶)	10Y R_2.0/1.0程度	
色	グレーベージュ (薄灰茶)	10Y R_6.0/1.0程度	
色	ダークグレー (濃灰)	10Y R_3.0/0.2程度	

(出典：国土交通省「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」)

○眺望の期待できる高架道路等における付属物等については、安全性、機能性を確保しつつ、地域の状況に応じて、眺望の確保に努める。

○電柱等を含む道路占用物、設備類等は周辺景観や他の構造物との一体的な調和を図るよう配慮する。



左) 落ち着いた色彩、すっきりとした設備類  
(龍華町二丁目)

右) 目立たない色彩とした電柱  
(曙町二丁目)

○道路反射鏡については周辺景観との一体的な調和を図るような色彩及び形状を配慮する。



支柱を景観に配慮した色彩とした道路反射鏡  
(久宝寺五丁目)

○彫刻、モニュメント等の設置にあたっては、安全性を含め設置場所の空間特性に配慮する。



周辺の自然景観に調和したモニュメント  
(山本町南七丁目)

○照明施設は、周辺の状況に応じた照明方法等により、夜間景観が良好となるよう配慮するとともに、光による害が生じないように努める。



自然や周囲の景観と調和した照明  
(東久宝寺三丁目)

○照明施設の器具や支柱等のデザインは、周辺の自然やまちなみ等の景観に調和するよう配慮する。色彩については、周辺の柵等と調和したものとする。



左) すっきりとしたデザインの照明  
(安中町三丁目)

右) 桜のモチーフを用いるとともに周辺の景観になじませた照明 (山本町南七丁目)

○サイン等は、掲出場所に留意し、分かりやすく、統一性のある質の高いデザインを採用したうえで、数や規模を必要最小限とするよう努める。

○道路標識・信号柱やサイン等の支柱の色彩や、サイン等の色彩については、周辺の柵等と調和したものとする。



支柱を目立たない色彩とした道路標識  
左) 刑部三丁目  
右) 東本町三丁目

#### 〔緑化〕

○各種緑化基準の達成に努めるとともに、民間施設のモデルとなる緑化に努める。



緑豊かな歩道空間  
(山本町北二丁目)

○地域のシンボルとなる樹林や樹木は景観要素として極力保全する。



地域のシンボルとして守られてきた  
大きな樹木 (安中町三丁目)

○駅前や街の中心部などの緑化効果の大きい場所においては、それぞれの場の個性を形づくるシンボリックな高木の植栽や、地域との協働体制が活用できる場合などは、四季の彩りを演出する花壇などの整備についても検討する。



樹木とベンチを配置した休憩スペース  
(安中町三丁目)

## ② 橋梁・高架構造物

橋梁・高架構造物は、構造体そのものが特徴的な要素であり、周辺景観の中で人々の目をひきつけるシンボリックなものとなることから、周辺の道路や工作物、施設等との連続性や周辺景観との調和に配慮するものとします。また、水辺や周辺の山々などの眺めを楽しめる橋梁・高架構造物づくりにも配慮するものとします。



(龍華町二丁目)

### 【景観形成のポイント】

- 橋梁の新設は、地域の特性に応じて、周辺の景観に対して配慮する。また、当該施設が地域の景観資源となりえる場合には、主要な眺望点からの見え方を考慮する。



河川沿いの趣ある景観に調和した橋梁(東久宝寺三丁目)

- 高架橋は様々な角度から眺められる対象となることから、周辺景観に馴染ませる工夫を行い、圧迫感や威圧感を与えないように努める。



目立たない色彩を用いることで歩行者目線に配慮した橋梁(龍華町二丁目)



シンプルな形状で圧迫感の少ない橋梁(光町一丁目)

○下からの見え方に配慮し、桁裏・階段裏は高明度かつ低彩度の色とするとともに、すっきりとしたデザインとする。また、配管等の付属物は目立たないようにする等配慮する。



高明度かつ低彩度のすっきりとした桁裏（龍華町二丁目）

○橋梁・高架構造物の付属物については、道路の景観形成のポイントに準じる。

### ③ 公園・緑地・広場

公園・緑地・広場は、人々が憩いや交流の場として利用することから、周辺景観との調和を図ることを基本に、時には開放感を演出する作りや季節感を醸し出す緑の創出をするなどの工夫にも配慮するものとします。また、地域住民等との協働による管理・運営などを通じて、美しく愛着ある公園・緑地・広場としての景観の継承にも配慮するものとします。

河川沿いを歩く人も景観を楽しめる開放性



多様な植栽を配置し、隣接する水辺空間と一体となり緑豊かで潤いのある景観を形成

シンプルで周辺景観に溶け込むベンチ

(安中町五丁目)

#### 【景観形成のポイント】

- 公園景観は、市街地における緑の拠点として、緑豊かな景観を形成するとともに、周辺の緑や水辺等との連続性に配慮する。



地形との連続性のある公園景観  
(黒谷五丁目)



隣接する緑豊かな河川景観との一体性のある公園景観  
(安中町五丁目)

- 公園等の立地する地域の歴史や生態系などの特性を把握し、地域に根ざした公園等をつくる。

○安全面に配慮した上で、緑と施設の配置バランスや周辺地域を意識したデザインを行うなど、個性的で魅力的な公園等となるよう努める。



敷地の起伏や様々な自然物を配置した個性的な公園  
左) 宣振町三丁目 右) 龍華町一丁目

○道路際や敷際については、安全面や生活環境面など周辺状況を考慮した上で、視線の通る柵等や緑化等により圧迫感のない景観に配慮したデザインを行う。



視線が通る低い柵  
(龍華町一丁目)

○柵等、あるいは照明柱等の設置にあたっては、周辺と調和した素材や色彩を選ぶこととする。



左) すっきりとした照明柱 (龍華町一丁目)  
右) 周辺と調和したデザインの照明  
(山本高安町二丁目)

○ベンチなどの休憩スペースは、周辺の自然を眺めることのできる視点場として、落ち着いた空間となるようデザインする。



周辺の自然景観に調和した  
休憩スペース (龍華町二丁目)

- 案内サインは、可能な限り大きさ、高さを揃えるとともに、集約化に努め、シンプルでわかりやすい表示を心がける。



すっきりとした周辺になじむ案内サイン（山本高安町二丁目）

- 駐車場を設ける場合は、園内の自然的景観を阻害しないよう、設置位置の工夫や植栽等の緩衝帯の設置等により、周囲からの駐車車両の見え方に配慮する。
- 緑化については、道路の景観形成のポイントに準じる。

#### ④ 河川・水路

河川や水路は、それ自体が自然的な景観要素になっていることから、改修する時は、周辺景観との調和に配慮し、可能な限り自然な風合いを醸し出すように配慮するものとします。また、人々が暮らしの中で水辺を眺め親しめる空間づくりに努め、憩いとうるおいある河川・水路づくりに配慮するものとします。



(清水町一丁目)



(曙川東二丁目)

#### 【景観形成のポイント】

- 水辺に人々が集まる交流空間や親水空間など、安全面に配慮した上で、人々が自然とふれあえる水辺の整備に努める。



親水機能がある水辺  
(東山本新町九丁目)

○地域の特性に応じて、蛇行する流れ、瀬や淵などの多様な水辺の再生、護岸の素材の工夫などにより、生き物の生息の場（生態系）に配慮し、自然と共生する川をめざした整備を図る。

○河川・水路空間とその周辺地域を一体的に捉え、河川・水路沿いの緑地の保全、まちなみとの調和などに配慮する。



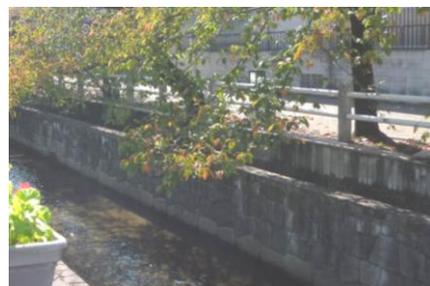
周辺の落ち着いた住宅地景観に調和する水辺空間  
(東久宝寺三丁目)

○護岸は、河川に沿った景観を構成する重要な要素として、周辺景観や橋梁、橋詰めなどと調和したデザインとなるよう配慮する。また、必要に応じて、安全面に配慮した上で、階段状としたり緩勾配にするなど、水辺に近づきやすい形態となるよう配慮する。



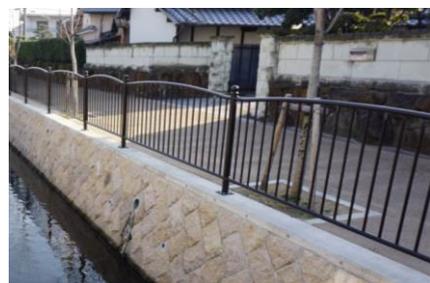
水辺に近づける階段を配置した護岸  
(山本町南七丁目)

○コンクリート護岸は、石などの素材感のあるものや、多孔質なものを使用することにより、表情豊かな自然の風合いのある景観の創出に努める。



石の素材感のある護岸  
(東久宝寺二丁目)

○柵等、あるいは照明柱等の設置にあたっては、周辺と調和した素材や色彩を選ぶこととする。



ダークブラウンの柵  
(曙川東二丁目)

○柵等は、歩行者の水辺への眺めを妨げないように、できる限りシンプルな形状とし、必要最小限の設置とする。



視線が通る低い柵  
(山本町南七丁目)

○河川沿いの植樹による並木の形成、護岸の緑化、法面植栽等、積極的な緑化を図り、水と緑のうるおいの空間の創出に努める。



緑豊かな水辺景観  
(安中町五丁目)

○ベンチ、あずま屋等は、石や木材又はそれらに類似する風合いを持つ素材を効果的に使用し、自然と調和するデザインを目指す。



自然素材を用いたあずま屋  
(大字二俣)

○緑化については、道路の景観形成のポイントに準じる。

## ⑤ ため池

市域東部の山裾を中心に分布するため池は、山並みと一体となって、緑豊かな里山の自然景観を形成していることから、改修する時は、周辺景観との調和に配慮し、できるだけ自然な風合いを醸し出すように配慮するものとします。また、利用に応じ、安全性を確保の上、人々が暮らしの中で水辺を眺め親しめる空間づくりに努め、憩いとうるおいあるため池づくりに配慮するものとします。

自然な風合いの護岸

ため池への視線を妨げないシンプルな柵

周辺景観と調和する木を用いた通路



(大字恩智)

### 【景観形成のポイント】

- 地域の特性に応じて、護岸の素材の工夫などにより、生き物の生息の場（生態系）に配慮し、自然と共生するため池をめざした整備を図る。
- ため池とその周辺地域を一体的に捉え、ため池周辺の緑地の保全に配慮する。
- 人が歩いて楽しむ場として利用するため池の護岸や管理通路等は、自然素材もしくは類似する風合いを持つ素材を効果的に使用し、自然と調和するデザインを目指す。



周辺の自然景観をできるだけ残したため池（大字恩智）



木を用いた通路（大字恩智）

○人が歩いて楽しむ場として利用するため池の柵等、あるいは照明柱等の設置にあたっては、歩行者の水辺への眺めを妨げないよう、できる限りシンプルな形状とし、安全上支障のない範囲で必要最小限の設置とし、かつ周辺と調和した素材や色彩を選ぶこととする。



視線の通るシンプルな柵  
(大字恩智)

○人の侵入が望ましくない安全管理を重点におくため池は、安全性を欠くことのない、自然に配慮するデザインにすることができる。

## ⑥ 公共建築物

公共建築物は、地域住民の生活と深い関わりをもつとともに、それ自身が地域景観のシンボリックな役割を果たすことや、民間による建築活動の良い手本となることが期待されています。このため、空間的なゆとりや美しさなどを備えつつ、周辺環境との調和や地域らしさの表現など、地域の景観形成において先導的な役割を果たす公共建築物づくりに配慮するものとします。また、計画的な維持管理や緑の成長による景観の熟成など、美しく良好な景観の継承にも配慮するものとします。



(本町二丁目)

### 【景観形成のポイント】

○周辺景観との調和、隣接する敷地や周辺道路等との一体的な景観形成、地域性を活かしたデザインなど、景観づくりの手本となるよう良好な景観形成を行う。



周辺の建物と調和した意匠  
(本町二丁目)

○オープンスペースを設ける等、開放感とゆとりある公共空間の創出を目指す。また、公園や広場等と隣接する場合は、それらと一体的に計画し魅力的な空間をつくるよう努める。



道路に面したゆとりある空間  
(清水町一丁目)

- 建築物の付帯物（高架水槽、ダクト類、エアコン室外機等）については、建築物との一体化や敷地の外から見えない位置への配置など、外観に配慮する。



建築物と一体化することで目立たないようにした設備類  
(本町二丁目)

- 駐車場、駐輪場及びごみ置き場等は、敷地の外から直接見えないよう配置を工夫したり、見える場所に設置する場合は植栽により修景し、又は建築物等と一体化するなど、外観に配慮する。

- 敷地内の緑化を推進し、うるおいある景観形成に努める。また、安全面等に配慮しつつ、道路に面する敷地に緑を配置する等、緑による効果的な景観形成に努める。



道路に面して植栽とベンチを配置した休憩スペース  
(清水町一丁目)

- 退色、損傷、汚れに強い素材や、時間の経過につれ味わいの出る素材を使用する等、美観の持続性を考慮する。

- 建築物に設置する屋外広告物は、建築物のデザインと統合した質の高いデザインとなるよう配慮する。



建築物と一体化した屋外広告物  
(清水町一丁目)

- 柵等を設ける場合は、道路に対し閉鎖的とならないよう配慮するとともに、意匠や色彩は建築物本体や周辺景観と調和するよう計画する。

- 緑化については、道路の景観形成のポイントに準じる。

○外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしなない。

※下表の色彩基準を遵守すること。

○計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

○外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁基本色）

- ① R（赤）、Y R（橙）系の色相の場合、彩度 6 以下
- ② Y（黄）系の色相の場合、彩度 4 以下
- ③ その他の色相の場合、彩度 2 以下

※JIS のマンセル表色系による

色彩基準（外壁基本色） 「水と緑のうおい景観区域」

- ① R（赤）、Y R（橙）系の色相の場合、彩度 4 以下
- ② Y（黄）系の色相の場合、彩度 4 以下
- ③ その他の色相の場合、彩度 2 以下

※JIS のマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・ 外壁各面で 1 / 3 以下の面積でサブカラーとして使用する場合  
※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- ・ 外壁各面で 1 / 20 以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合  
※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色である。
- ・ 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

○曙川南地区においては、まち育てのトリセツを参照

### ⑦ その他（斜面、法面、擁壁等）

斜面や法面、擁壁等は、視覚的に捉えられやすく、また地形の改変や自然景観との対比として捉えられるため、違和感や圧迫感を感じられやすいものです。このため、できるだけ現況の地形や自然生態系との調和・馴染みに努め、周辺景観との調和を図るよう配慮するものとします。

また、山並みの保全については、緑の基本計画をふまえ、市の緑の骨格となる東部山地・山麓の樹林地、社寺等が有する樹林地、河川・水路、ため池等の水、緑の保全、活用に努めるものとします。

過剰に土地を改変しない、できるだけ低く抑えた高さ

植栽を設置することで圧迫感、単調さを軽減



（大字神立）

#### 【景観形成のポイント】

（斜面、法面）

- 緩やかな勾配の採用により圧迫感を和らげる。
- 周辺の地形との連続性に配慮する。
- 可能な限り高さを抑え、形態を分節化するなど、長大な壁面が生じないように配慮する。



分節し圧迫感を軽減した擁壁  
（大字神立）

○安全上支障のない範囲で緑化し、周辺景観との調和に配慮する。

(擁壁)

○高さを可能な限り抑え、圧迫感を和らげる。

○周辺景観と調和した規模、デザインとなるよう配慮する。

○擁壁前面に植栽を設けるなど、周辺景観との調和に配慮する。



植栽を設けられるようにした擁壁  
(大字神立)

## 4. 運用

### ①八尾市公共施設景観形成基本方針の尊重

八尾市公共施設景観形成基本方針は、その対象となる公共施設の整備にあたって、関係する全ての職員が計画・設計・維持管理といったあらゆる段階において尊重し十分配慮して、公共事業に取り組むものとします。

事業課あるいは景観担当課は、②の事前協議の対象となる場合や、必要と認める場合には、相互に事前相談を行うものとします。

### ②八尾市公共施設景観形成基本方針に基づく事前協議

地域景観への影響が大きい大規模なもの、あるいは景観形成上重要な地区及びその周辺で実施するものについては、事業課は、公共事業の企画・計画に際して、景観担当課と事前協議を行い、協議結果を尊重・反映した設計・施工・維持管理に努めるものとします。

必要に応じて景観審議会委員等による景観アドバイスを受けることとなります。

#### 【事前協議の対象（地域景観への影響が大きい大規模なもの）】

対象施設	事前協議の対象範囲
道路	幅員が 16m を超えるもの（駅前広場も含む） 新設もしくは改良等により形状・形態が大きく変更するもの
橋梁・高架構造物	新設もしくは改修等により形状・形態・色彩が大きく変更するもの
公園・緑地・広場	敷地面積が 2,500 m <sup>2</sup> を超えるもの 新設もしくは改良等により形状・形態が大きく変更するもの
河川・水路	幅員が 6m を超えるもの 新設もしくは改良等により形状・形態が大きく変更するもの
ため池	財産区財産のため池 改良等により形状・形態が大きく変更するもの
公共建築物	高さが 12m を超えるもの又は建築面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの 新築、増築、改築、移転、又は外観の過半を変更することとなる修繕、模様替えもしくは色彩の変更
その他（斜面、法面、擁壁等）	土地の造成や施設の建設等に伴うもの 周辺の道路等から望見されるもの 整備されるがけ又は法面、擁壁等の高さが 2m を超えるもの

#### 【事前協議の対象（景観形成上重要な地区で実施するもの）】

- ・八尾市景観計画において「水と緑のうらおい景観区域」や「重点地区」として定められた区域内及び隣接地で行われるもの。
- ・八尾市景観計画において定められた「景観重要建造物」や「景観重要樹木」の近隣（概ね 50m 以内）で行われるもので視覚的連続性のあるもの。
- ・都市計画において景観上重要な地区（地区計画等）として定められた地区内及びその近隣（概ね 50m 以内）で行われるもので視覚的連続性のあるもの。

景観形成のポイントに係るチェックリスト

① 道路

記載事項	配慮した内容	非該当
線形は、周辺の地形や景観への配慮を含む総合的な計画条件を検討して決定する。また、良好なまちなみや地域の景観資源等の活用、あるいは歩行時や走行時の景観の変化や眺望にも配慮する。		□
大規模な法面や盛土など周辺の景観に大きな影響を及ぼす恐れのある構造は、できる限り避けるなど、地域の景観を乱さない構造を選択する。		□
舗装については、安全面、機能面や環境面の配慮とともに、自然色舗装等地域の特性に応じたデザインや素材の工夫に努める。		□
幹線道路などにおいては、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市防災の向上及び歴史的景観の保全のために必要な場合は、電線管理者等の協力を得て、無電柱化に努める。		□
街路樹等の緑化にあたっては、景観の連続性やアクセントとなるような効果的な配置を工夫する。また、地域や場所の特性を表現するため、在来樹種等の活用を検討するとともに、植栽を行う地域や場所の環境に応じて適正な樹種を選択する。		□
埋設物の維持管理等で部分的に舗装を復旧する場合、できる限り従前の舗装と違和感が生じないように配慮する。		□
玉串川、長瀬川沿いは、歩行者目線で楽しめる景観配慮として望ましい場合は、デザインマンホールの設置に努める。		□

記載事項	配慮した内容	非該当
附属物		
柵等は周辺景観に対して目立ちすぎない形状とし、色彩については、目立たず落ち着いた色彩を使用する。		□
眺望の期待できる高架道路等における附属物等については、安全性、機能性を確保しつつ、地域の状況に応じて、眺望の確保に努める。		□
電柱等を含む道路占用物、設備類等は周辺景観や他の構造物との一体的な調和を図るよう配慮する。		□
道路反射鏡については周辺景観との一体的な調和を図るような色彩及び形状を配慮する。		□
彫刻、モニュメント等の設置にあたっては、安全性を含め設置場所の空間特性に配慮する。		□
照明施設は、周辺の状況に応じた照明方法等により、夜間景観が良好となるよう配慮するとともに、光による害が生じないように努める。		□
照明施設の器具や支柱等のデザインは、周辺の自然やまちなみ等の景観に調和するよう配慮する。色彩については、周辺の柵等と調和したものとする。		□
サイン等は、掲出場所に留意し、分かりやすく、統一性のある質の高いデザインを採用したうえで、数や規模を必要最小限とするよう努める。		□
道路標識・信号柱やサイン等の支柱の色彩や、サイン等の色彩については、周辺の柵等と調和したものとする。		□

記載事項	配慮した内容	非該当
緑化		
各種緑化基準の達成に努めるとともに、民間施設のモデルとなる緑化に努める。		□
地域のシンボルとなる樹林や樹木は景観要素として極力保全する。		□
駅前や街の中心部などの緑化効果の大きい場所においては、それぞれの場の個性を形づくるシンボリックな高木の植栽や、地域との協働体制が活用できる場合などは、四季の彩りを演出する花壇などの整備についても検討する。		□

② 橋梁・高架構造物

記載事項	配慮した内容	非該当
橋梁の新設は、地域の特性に応じて、周辺の景観に対して配慮する。また、当該施設が地域の景観資源となりえる場合には、主要な眺望点からの見え方を考慮する。		□
高架橋は様々な角度から眺められる対象となることから、周辺景観に馴染ませる工夫を行い、圧迫感や威圧感を与えないように努める。		□
下からの見え方に配慮し、桁裏・階段裏は高明度かつ低彩度の色とするとともに、すっきりとしたデザインとする。また、配管等の付属物は目立たないようにする等配慮する。		□
橋梁・高架構造物の付属物については、道路の景観形成のポイントに準じる。		□

③ 公園・緑地・広場

記載事項	配慮した内容	非該当
公園景観は、市街地における緑の拠点として、緑豊かな景観を形成するとともに、周辺の緑や水辺等との連続性に配慮する。		□
公園等の立地する地域の歴史や生態系などの特性を把握し、地域に根ざした公園等をつくる。		□
安全面に配慮した上で、緑と施設の配置バランスや周辺地域を意識したデザインを行うなど、個性的で魅力的な公園等となるよう努める。		□
道路際や敷際については、安全面や生活環境面など周辺状況を考慮した上で、視線の通る柵等や緑化等により圧迫感のない景観に配慮したデザインを行う。		□
柵等、あるいは照明柱等の設置にあたっては、周辺と調和した素材や色彩を選ぶこととする。		□
ベンチなどの休憩スペースは、周辺の自然を眺めることのできる視点場として、落ち着いた空間となるようデザインする。		□
案内サインは、可能な限り大きさ、高さを揃えとともに、集約化に努め、シンプルでわかりやすい表示を心がける。		□
駐車場を設ける場合は、園内の自然的景観を阻害しないよう、設置位置の工夫や植栽等の緩衝帯の設置等により、周囲からの駐車車両の見え方に配慮する。		□
緑化については、道路の景観形成のポイントに準じる。		□

④ 河川・水路

記載事項	配慮した内容	非該当
水辺に人々が集まる交流空間や親水空間など、安全面に配慮した上で、人々が自然とふれあえる水辺の整備に努める。		□
地域の特性に応じて、蛇行する流れ、瀬や淵などの多様な水辺の再生、護岸の素材の工夫などにより、生き物の生息の場（生態系）に配慮し、自然と共生する川をめざした整備を図る。		□
河川・水路空間とその周辺地域を一体的に捉え、河川・水路沿いの緑地の保全、まちなみとの調和などに配慮する。		□
護岸は、河川に沿った景観を構成する重要な要素として、周辺景観や橋梁、橋詰めなどと調和したデザインとなるよう配慮する。また、必要に応じて、安全面に配慮した上で、階段状としたり緩勾配にするなど、水辺に近づきやすい形態となるよう配慮する。		□
コンクリート護岸は、石などの素材感のあるものや、多孔質なものを使用することにより、表情豊かな自然の風合いのある景観の創出に努める。		□
柵等、あるいは照明柱等の設置にあたっては、周辺と調和した素材や色彩を選ぶこととする。		□
柵等は、歩行者の水辺への眺めを妨げないように、できる限りシンプルな形状とし、必要最小限の設置とする。		□
河川沿いの植樹による並木の形成、護岸の緑化、法面植栽等、積極的な緑化を図り、水と緑のうるおいの空間の創出に努める。		□
ベンチ、あずま屋等は、石や木材又はそれらに類似する風合いを持つ素材を効果的に使用し、自然と調和するデザインを目指す。		□
緑化については、道路の景観形成のポイントに準じる。		□

⑤ ため池

記載事項	配慮した内容	非該当
地域の特性に応じて、護岸の素材の工夫などにより、生き物の生息の場（生態系）に配慮し、自然と共生するため池をめざした整備を図る。		□
ため池とその周辺地域を一体的に捉え、ため池周辺の緑地の保全に配慮する。		□
人が歩いて楽しむ場として利用するため池の護岸や管理通路等は、自然素材もしくは類似する風合いを持つ素材を効果的に使用し、自然と調和するデザインを目指す。		□
人が歩いて楽しむ場として利用するため池の柵等、あるいは照明柱等の設置にあたっては、歩行者の水辺への眺めを妨げないよう、できる限りシンプルな形状とし、安全上支障のない範囲で必要最小限の設置とし、かつ周辺と調和した素材や色彩を選ぶこととする。		□
人の侵入が望ましくない安全管理を重点におくため池は、安全性を欠くことのない、自然に配慮するデザインにすることができる。		□

⑥ 公共建築物

記載事項	配慮した内容	非該当
<p>周辺景観との調和、隣接する敷地や周辺道路等との一体的な景観形成、地域性を活かしたデザインなど、景観づくりの手本となるよう良好な景観形成を行う。</p>		□
<p>オープンスペースを設ける等、開放感とゆとりある公共空間の創出を目指す。また、公園や広場等と隣接する場合は、それらと一体的に計画し魅力的な空間をつくるよう努める。</p>		□
<p>建築物の付帯物（高架水槽、ダクト類、エアコン室外機等）については、建築物との一体化や敷地の外から見えない位置への配置など、外観に配慮する。</p>		□
<p>駐車場、駐輪場及びごみ置き場等は、敷地の外から直接見えないよう配置を工夫したり、見える場所に設置する場合は植栽により修景し、又は建築物等と一体化するなど、外観に配慮する。</p>		□
<p>敷地内の緑化を推進し、うるおいある景観形成に努める。また、安全面等に配慮しつつ、道路に面する敷地に緑を配置する等、緑による効果的な景観形成に努める。</p>		□
<p>退色、損傷、汚れに強い素材や、時間の経過につれ味わいのある素材を使用する等、美観の持続性を考慮する。</p>		□
<p>建築物に設置する屋外広告物は、建築物のデザインと統合した質の高いデザインとなるよう配慮する。</p>		□
<p>柵等を設ける場合は、道路に対し閉鎖的とならないよう配慮するとともに、意匠や色彩は建築物本体や周辺景観と調和するよう計画する。</p>		□
<p>緑化については、道路の景観形成のポイントに準じる。</p>		□

⑦ その他（斜面、法面、擁壁面等）

記載事項	配慮した内容	非該当
斜面、法面		
緩やかな勾配の採用により圧迫感を和らげる。		<input type="checkbox"/>
周辺の地形との連続性に配慮する。		<input type="checkbox"/>
可能な限り高さを抑え、形態を分節化するなど、長大な壁面が生じないように配慮する。		<input type="checkbox"/>
安全上支障のない範囲で緑化し、周辺景観との調和に配慮する。		<input type="checkbox"/>
擁壁		
高さを可能な限り抑え、圧迫感を和らげる。		<input type="checkbox"/>
周辺景観と調和した規模、デザインとなるよう配慮する。		<input type="checkbox"/>
擁壁前面に植栽を設けるなど、周辺景観との調和に配慮する。		<input type="checkbox"/>

## 八尾市公共施設景観形成基本方針 事前協議（事前相談）書

八 尾 市 長  
 （事務局都市政策課）

協議者 住所  
 所属・所属長名  
 担当者氏名  
 電話

八尾市公共施設景観形成基本方針に基づき、事前協議(事前相談)いたします。

事業名称	
事業場所	
事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日
設計者の氏名及び住所等	
施行者氏名及び住所等	
事業の規模 (幅員、面積、高さ、延長等)	
事業の種類	<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 橋梁・高架構造物 <input type="checkbox"/> 公園・緑地・広場 <input type="checkbox"/> 河川・水路 <input type="checkbox"/> ため池 <input type="checkbox"/> 公共建築物 <input type="checkbox"/> その他（斜面、法面、擁壁等）

\*添付書類

- ・チェックリスト
- ・位置図
- ・現況写真
- ・立面図・断面図等、事業概要の分かる図面（マンセル値を記入し着色したもの）
- ・その他事前協議に必要な書類（カタログ等）



